

## ■研究発表論文

### 京都市の土地区画整理事業地における町割方法の歴史的变化について

On a historical transition of the layout method of "Machi" unit of the land readjustment areas in Kyoto city

下村 泰史\* 飯塚 隆藤\*\*

Yasushi SHIMOMURA Takafusa IIZUKA

**Abstract:** In Japan's modern era land readjustment system is a very important procedure of urban development. In the land readjustment area of Kyoto city we are able to find some historical transitions in the layout method of "machi", the minimum unit of town community. The city's technical guidelines in 1935 adopted street conscious method in "machi" layout. One "machi" was settled on both sides of a street. A street was the axis of a "machi". On the other hand the new guideline in 1974 adopted block conscious method. In this way streets are borders of "machi". The former structure is similar to the traditional one of the Kyoto city. And later is found in many contemporary new towns. In this paper we analysis the position of borders of "machi"s in many land readjustment area with GIS techniques. Firstly we show the obvious difference between the two types in numeric way. Secondly we show the fact that the block conscious method had been adopted in actual land readjustment projects earlier than the new technical guideline. And we discuss reasons of the change on the concept of "machi" layout.

**Keywords:** Kyoto, land readjustment, modern era history of urban development, community, layout of town lots

**キーワード:** 京都, 土地区画整理, 近代, 都市開発史, コミュニティ, 町割

## 1. はじめに

### (1) 背景と目的

京都の歴史的な中心市街地では、特異な両側町の町割が見られることはよく知られている。これは2つの街区の、街路を挟んで向かい合う範囲同士が同じ町内となるというもので、平安京の格子形の街路構造と相まって、方形の街区の中にX字状に町界線が走ることになる。この街路というオープンスペースを介した「町」の空間的なまとまりは、祇園祭を支える町衆のコミュニティ形成に深く関わってきた。近隣住民が共同で使うオープンスペース（コモンスペース）を媒介にコミュニティ形成を図ろうとする計画は、今日の住宅地計画においても多くの試みがあるが、物的な要素としての街路を挟み込むことで社会的な単位空間である「町」をまとめあげようとするこの方法は、「町」を街区を組み合わせさせてまとめていく現代の市街地には見られないものでもある。

ところが京都における近代の市街地開発を見ていくと、街路を中心に町を編成している地区が一定の広がりをもって存在している。これらにおいては、町界線が街区内に埋め込まれ、一繋がり街路に向う範囲が1つの町とされている。昭和初期の土地区画整理事業地に見られるものであるが、この特異な町割に言及している研究はほとんどない。

京都の近代における土地区画整理事業の事業化の過程とそこにみられる歴史主義的性格については、中川（2007）<sup>1)</sup>（2008）<sup>2)</sup>（2009）<sup>3)</sup>が詳細に論じているが、街路のグリッド構造の歴史継承的性格についての論及はあるものの、いずれにおいても町割やその検討過程については触れられていない。鶴田・佐藤<sup>4)</sup>は、事業地区毎の街区画地の形状について比較を行なっているが、これも物的な空間要素に留まるものであり町割という社会的な空間には言及していない。京都郊外の住宅地の空間形成については、石田<sup>5)</sup>があるが、そこでの区画整理事業については論じられるものの、町割についてはやはり触れられていない。大菅<sup>6)</sup>ではこの両側町町割が見て取れる「整理前後ニ於ケル町界町名図」を紹介

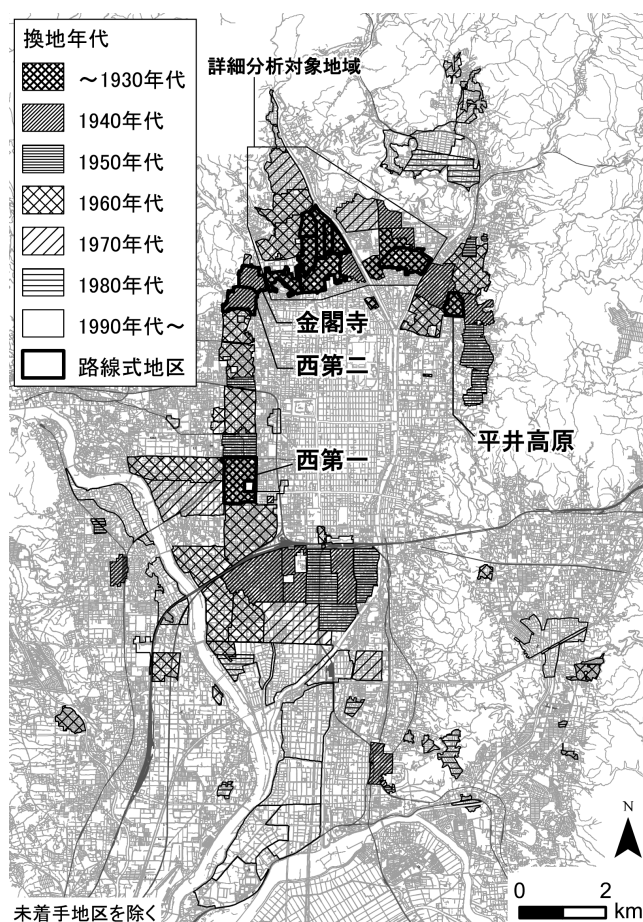


図-1 京都市の土地区画整理事業地区の分布

\*京都造形芸術大学芸術学部

\*\*立命館大学大学院文学研究科

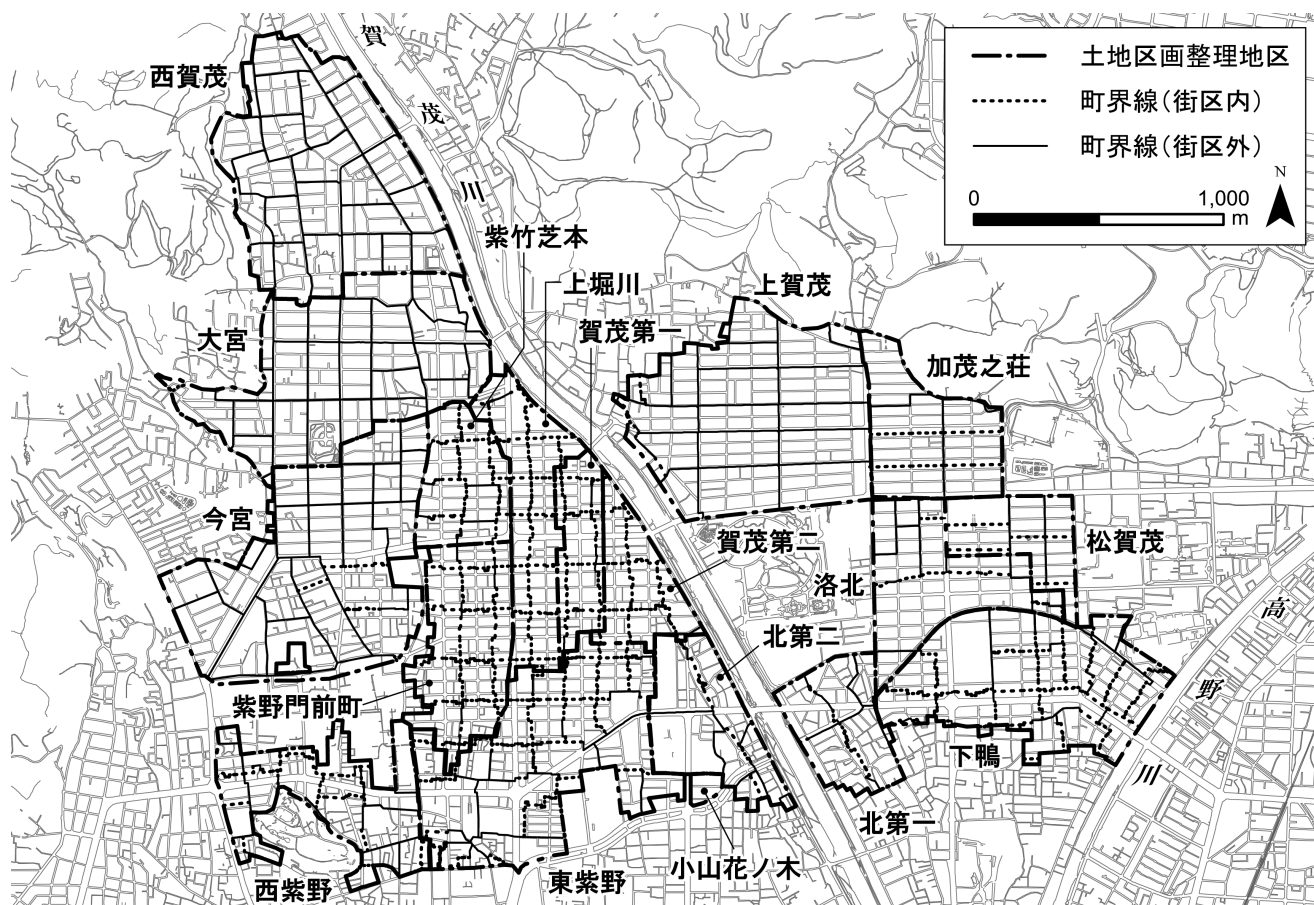


図-2 詳細分析対象地域

しているが、「土地区画整理事業によってできた新しい住宅地は、その外観形状だけでなく町名地番も刷新された」と記述するに留まっている。

これらの特異な町割を採用した地区の形態的特徴と時間的、空間的分布、及びそのコンセプトについての検討を中心に、土地区画整理事業によって建設された近代京都の新市街地における町割の類型を整理し概観するのが、本稿の目的である。

## (2) 京都市の土地区画整理

京都市では、大正14年(1925)に施行された小山花ノ木地区以来、102件(2012年5月末現在、事業中を含む)に登る土地区画整理事業が施行されてきた。当初より組合による施行が多く、48件と全体の半数弱を占める。大きな特長は、市の中心をなす歴史的な旧市街地では基本的に行なわれていない点である。旧市街地を囲むような形で郊外から土地区画整理が進められた。

土地区画整理事業の時代的な分布について図-1に示した。戦前においては、旧都市計画法に基づき「京都市都市計画土地区画整理<sup>7)</sup>」として北大路、西大路の建設に併せ当時の郊外の住宅市街地化が行なわれたことが目立つ。これらのいくつかは戦争を跨ぐが、遅いものでも1960年代には換地処分を終えている。次いで1938年には桂川左岸の吉祥院や葛野を中心に工業地域の整備が都市計画決定<sup>8)</sup>され、1960年代以降事業化されていく。高度成長期には、より外縁部での事業が進められ、宝ヶ池や山科、洛西ニュータウンの住宅地開発や、伏見地域での工業団地開発など大規模な事業が行なわれるとともに、共同施行や組合施行による小規模な事業も多数実施された。1990年代以降は京都駅や二条駅の駅前など、都心回帰の傾向が見られ、今後も中心市街地の活性化、密集市街地の解消、スプロール市街地の改善などを目的としたものが既成市街地で行なわれていくと見られている。

## 2. 研究の手順

本稿では、まず京都市で行なわれてきた全事業を概見し、町割パターンの傾向を見出すこととする。次いでさまざまな時代の戸建住宅地が相互に連担する、京都市左京区から北区にかけてのエリア(ごく一部上京区を含む)に注目し、詳細な分析を行なう。これらの作業には京都市より提供を受けた、京都市全域の京都市都市計画基本図(DMデータ形式、縮尺1/2,500)及び土地区画整理事業区域のGISデータ(MDB形式及びSHAPE形式)を用い、GISソフトウェアを用いて重ね合わせ及び演算を行なった。地区面積や事業年度といった地区毎の詳細なデータについては、ウェブサイト「京都市の区画整理」<sup>9)</sup>を参照した。

町割パターンの歴史的な変化についての検討は、京都市の新旧の技術基準(後述)との比較を中心に行い、一部従前土地利用や換地計画との照合も試みた。

## 3. 結果と考察

### (1) 町割の基本的類型とその分布

京都市全域の土地区画整理事業地全体を見ると、町割パターンについていくつかの類型を見出すことができる。一つは一街区あるいはいくつかの街区を集めて一つの「町」とするものである。この場合、町界線は必然的に街区外、つまり道路内に置かれることとなる<sup>10)</sup>。これは京都市に限らず住宅市街地に一般的に見られるタイプである。この街区の集まりを「町」とするタイプを、「街廓式」<sup>11)</sup>と呼ぶこととする。京都市における典型例として上賀茂地区を示す(図-6)。もう一つは街区内に複雑に町界線が入り込んでいるタイプである。これは、賀茂第一区、賀茂第二区、紫野門前町、紫竹芝本、東紫野、上堀川、下鴨、西第一、平井高原、

金閣寺、西第二といった地区に限定的に現れている。これは「通り沿い」にまとまりを作り出す町割であり、「路線式」<sup>11)</sup>と呼ぶこととする。典型例として下鴨地区を示す（図-4）。他には中間的なもの（加茂之荘、松賀茂など）や町割秩序がはっきりしない（北第一、北第二など）ものも見られる。

上記の路線式の特徴が特に明瞭な地区は1935年から1941年に換地処分を迎えた地区に集中しており（図-1）、市北部に特に多い。

## （2）詳細分析対象地域の設定と町界線延長の分析

図-1でも明らかなように左京区から北区（一部上京区）の範囲に、路線式の町割が見られる地区が集まっている。同時に戦後に開発された新しい地区も見られる。このような時代的な多様性が見られる一方、規格はやや異なるものの、東西に長い長方形街区が規則的に連なるようすは、住宅地としてのこの地域の景観を特徴づけている。この小山花ノ木、洛北、賀茂第一区、紫野門前町、賀茂第二区、紫竹芝本、西紫野、東紫野、上堀川、下鴨、北第一、加茂之荘、松賀茂、北第二、今宮、大宮、上賀茂、西賀茂の18地区が連担しあう地域について詳細に観察する（図-2）。

街廓式においては、町界線は街区を横切ることはない。一方路線式においては、町界線は街区の内部、画地の間を縫うように通ることになる。このようすは図-2においてもはっきり見てとれる。一つの地区における町界線の総延長のうち、街区内部にある区間の延長比率が、路線式においては高くなることが想定される。

実際に各地区における、街区内部町界線率をGISソフトウェアの中で計算した結果を表-1に示す。また地区の並びは換地処分時期による。路線式のパターンが明瞭に見出せる地区については、地区名を斜体かつ下線付きとした。路線式のパターンが明瞭に見出せないにも関わらず、街区内部町界線比率が50%内外に至っているものは、斜体のみで地区名を示した。

町界線の延長の算出にあたっては、地区界は必ずしも町界と一致しないため、地区界に係る部分は計上せず、地区内部のもののみ対象とした。また、街区内部の細街路に町界線があるような場合については、これら細街路が従前里道の名残や私道であることなどが考えられたが、一括して「街区外」として取り扱った。

この表から以下のことが見出せる。(a) 1920年代から30年代前半といった初期の地区（小山花ノ木、洛北）には路線式の構造は特に見られない。(b) 明瞭な路線式の町割構造が見出せる地区は1930年代後半に集中している。これらの地区は高い街区内部町界線率を示し、70~80%と町界線の大半が街区内部にあるものがある。(c) 1940年代に換地処分が行なわれた加茂之荘、松賀茂といった地区は一見街廓式のように見えるが、典型的な路線式とは異なる形で街区内部町界線を持ち、その比率は50%内外にのぼる。(d) (今回の対象地域では<sup>12)</sup>) 1960年代以降に換地処分が行なわれた新しい地区においては、街区内部町界線は激減する。

## （3）地区各論

### 1) 最初期の地区群：小山花ノ木、洛北

小山花ノ木及び洛北は、1926年に当初決定を受けている京都都市計画土地区画整理の一部をなすものである。小山花ノ木については規模の小さい地区ということもあり、内部に地区内部町界線を持たず、明瞭な傾向は見出し難い。注目すべきなのは洛北である（図-3）。これは東西に長い長方形街区を規則的に連ねるといって、その後一世紀近く続けられ今に至る、住宅市街地開発の典型的な街区配置をすでに示している。もう一つの特徴は路線式の町割を採らず、街廓式を採っていることである。34.8%という街区内部町界線率は、地区中央を不規則に横断するものの存在によるが、これは事業途中で南半分を編入したことにより偶発的に生じたものと考えられる。近年の街廓式地区とは、町の大きさに極めて大きなばらつきがある点異なる。

表-1 街区内町界線比率の地区間比較

| 換地処分時期       | 地区名          | 街区内町界線(m)<br>町界線総延長(m) | 街区内町界線の比率(%) |
|--------------|--------------|------------------------|--------------|
| 1925. 12. 16 | 小山花ノ木        | 0/489.579              | 0%           |
| 1931. 3. 31  | 洛北           | 674.179/1936.364       | 34.8%        |
| 1935. 7. 1   | <u>賀茂第一区</u> | 1676.403/2277.296      | 73.6%        |
| 1935. 10. 1  | <u>紫野門前町</u> | 2590.575/3603.620      | 71.9%        |
| 1936. 1. 10  | <u>賀茂第二区</u> | 1430.248/1870.817      | 76.5%        |
| 1936. 2. 1   | <u>紫竹芝本</u>  | 1571.545/2271.185      | 69.2%        |
| 1936. 3. 20  | <u>西紫野</u>   | 1640.888/3649.892      | 45.0%        |
| 1936. 10. 20 | <u>東紫野</u>   | 3808.858/7027.375      | 54.2%        |
| 1937. 2. 20  | <u>上堀川</u>   | 2583.350/3028.794      | 85.3%        |
| 1938. 10. 1  | <u>下鴨</u>    | 3568.757/5973.022      | 59.7%        |
| 1939. 9. 26  | 北第一          | 423.719/1459.330       | 29.0%        |
| 1940. 3. 15  | <u>加茂之荘</u>  | 992.515/2036.150       | 48.7%        |
| 1941. 7. 25  | <u>松賀茂</u>   | 886.535/1730.592       | 51.2%        |
| 1943. 9. 20  | 北第二          | 554.776/1741.895       | 31.8%        |
| 1960. 3. 29  | 今宮           | 538.422/7383.749       | 7.3%         |
| 1968. 5. 16  | 大宮           | 183.530/7009.642       | 2.6%         |
| 1972. 6. 22  | 上賀茂          | 311.890/6239.207       | 5.0%         |
| 1978. 12. 28 | 西賀茂          | 18.953/6735.410        | 0.3%         |

この地域においては、洛北は数少ない「府による助成・指導」による組合施行が行なわれた地区の一つである<sup>13)</sup>。

2) 顕著な路線式町割を持つ地区群：賀茂第一・第二、上堀川、紫竹芝本、紫野門前町、東紫野、西紫野、賀茂第一、同第二、紫野門前町、紫竹芝本、上堀川、下鴨といった地区には、特に顕著な路線式の町割が見られる。幾何学的なパターンも明瞭だが、上堀川の85.3%を筆頭に、高い街区内部町界線率を示す。また東紫野においては、賀茂や上堀川に連なる北東部においては明瞭な路線式町割を示す<sup>14)</sup>。これらの地区はいずれも1926年当初決定がなされている京都都市計画土地区画整理をなすものである。

同様の町割方針は、平井高原(1939)、西第一(1939)、金閣寺(1941)、西第二(1942)、西院北部(1954)（以上、数値は換地処分年度）にも援用されており、一定の基準としてその後も活用されたと思われる。前掲の洛北は、これらと同様の都市計画にて施行されたが、施行時期が早かったため、この町割方針が適用されなかったものと考えられる。

後述するが、これらの地区にみられる町割は1931年の「京都市区画整理区域内ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」（以下、「綱要」という）や京都府・市（1935）「京都土地区画整理事業概要」（以下、「概要」という）収録の古いガイドラインに示されているモデルそのものである。

3) もうひとつの街区内町界線タイプを有する地区群：加茂之荘、松賀茂

これらの地区は一見街廓式のように見えるが、実際には相当比率の街区内町界線を持つタイプである。それも洛北のような不規則なラインではなく、計画的に挿入されているものである。典型例として加茂之荘を示す（図-5）。この地区においては東西に長い街区の背割り線上に規則的に配され、いくつかの街区群とその半裁されたものが卅（を90°回転した）形の街路に張りつけられる形になっている。ここでは「路線式バリエーション」とした。時期的にも近い2)の地区群とは異なるが明瞭な町割計画の存在が感じられる。どのような経緯でこの形が採られたかは現段階では明らかではない。今回の詳細分析対象地域以外では、北白川(1948)（数値は換地処分年度）が似たタイプである。

4) 街廓式の地区群：今宮、大宮、上賀茂、西賀茂、

戦後になってから認可されたこれら地区においては、街区内から町界線はほとんど排除される。これより新しい地区は今回詳細検討の対象とした地域外でも、街区内の町界線は見られなくなる。図-6に上賀茂を示す。

5) その他地区群：北第一、北第二

これら地区では、町割についても街区形態についても明瞭な秩序が見出しにくい。北第一については、「概要」に掲載されている事業誌によれば、「家屋ノ新築ニ従ヒ随所に乱雑ナル小径ヲ現出シ統制ナキ市街地ヲ形成セリ」との記載があり、街区の全面的な整序には限界があったものと考えられる。北第二についても、同様の事情があったとされる<sup>15)</sup>。北第二を図-7に示す。

#### (4)「旧方針」と「新要綱」

路線式が採用された土地区画整理事業地における、町名、町界、地番等の方針については、「概要」の「町界町名地番ノ整理」の章<sup>16)</sup>に詳しい。ここでは、先に挙げたように、賀茂第一、賀茂第二、上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野、西紫野の町割の考え方が決まるまでの経緯が記され、次いで町名町界等についての原則論が詳細に議論されている。本稿では、「概要」に示された「町界町名地番ノ整理」を昭和初期における町割の考え方を代表するもの<sup>17)</sup>として「旧方針」と呼び、現行の「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」（以下、「新要綱」という）との比較を行なう。

##### 1)「旧方針」と「新要綱」の比較

この両者では町割についてまったく違った考え方が打ち出されている。方式については、「旧方針」<sup>18)</sup>では「路線式ヲ原則トシ已ム得ザルトキハ街廊式又ハ結合式ヲ併用スルモノトス」トシ、ソノ形態ニツイテハ「町ノ形ハ南北ニ長キ短冊型トス但シ四條七條ノ如キ大通ハ商店街ヲ形成スル關係上東西ニ長キ短冊型トス」、「原則トシテハ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三條ヲ含マシムルモノトシ、先ズ街廊ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廊ヲ半裁シスクシテ生ジタル南北ニ通ゾル道路ノ両側ニ二箇ゾノ相對スル半街廊南北両端ニ一箇ゾノ相對スル四分ノ一街廊トノ一団（結局半街廊四箇四分ノ一街廊四箇合計三街廊ヨリナル）ヲ以テ町ノ基本区域トス」（図-8）との記載がある。

一方「新要綱」では、「町割りの方式は、街区方式によるものとする。（中略）「街区方式」とは、いくつかの街区をもって組織する町割方式であり、町界は道路河川等恒久施設によるものをいう」と明記され、これまでの路線式は破棄されている。

「旧方針」で原則とされている路線式では、街区内の町界線が

多いため、必然的にその相当部分は民間の敷地内に入り込むこととなり、事実「旧方針」でも街区内の筆界線の使用が推奨されているが、「新要綱」においては「町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする」などとされた。これは街区方式（定義的には街廊式と同等）とはよく整合するものであり、「旧方針」とは明確な違いが認められる。

##### 2)「旧方針」の伝統主義的な性格

「旧方針」の原型となった1931年の「綱要」には、各条文に「理由」が付されている。そこには「路線式ハ通信、訪問ヲ便利ニシ修交關係、公同自治關係等ニ於テモ他ノ方式ヨリハ比較的効果多シ」「旧市ノ町割ハ路線式ナルヲ以テ成ル可ク京都旧来ノ伝統ヲ尊ビ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ」といった記述がある。前者はコミュニティ形成に関するもの、後者は京都の歴史的な市街地の構造を敷衍的に導入しようとするものである。「旧方針」の路線式のコンセプトが京都の伝統的な両側町に倣おうとしたことは明確である<sup>19)</sup>。

##### 3)「新要綱」への移行

実際の事業で路線式の町割が使われなくなってくる1940年代中後期である。一方「新要綱」が定められ街廊式が明確に推奨されるようになるのは1974年のことであり、約30年の隔たりがある。

この間のようなすについて、「新要綱」の説明文書には「京都市においては、昭和6年3月決定の「京都市土地区画整理地区内における町名地番整理要綱」<sup>20)</sup>があるが、時代の推移に伴い、実情に沿わない面がでてきており、現在ほとんど適用されず「住居表示に関する法律」等を参考にしてしているのが現状である」とある。つまり1940年代中後期以降は要綱類は実質的に参照されず、事業毎に判断されてきたのである。

1940年代中後期以降の事業として、西寺(1931-1944)、西ノ京北部(1928-1950)、西院北部(1928-1954)、西七条(1931-1960)、西第五(1938-1960)（括弧内は認可年度-換地処分年度）では、街区内部町界線を持ちながらも先に検討した路線式地区のような幾何学的明瞭性を持たない町割構造となっている。そしてこれらの地区を最後として、街区内からはほぼ完全に町界線が排除される。1962年には「住居表示に関する法律」が施行され「街区方式による住居表示の実施基準」が全国的な原則となったことから、京都市においても上で見たようにこれらが参照され、1960年代以降は街廊式が事実上の標準となっていたのであろう。

（5）事業における町割  
本稿においては路線式地区を中心的に取り扱いながら、京都市の新市街地における町割の変遷をガイドラインとの関係から見てきた。1935～40年を中心とする路線式地区の全盛期については確かに「旧方針」のモデルが厳格に適用されているように見えるが、現実の町界線はさまざまな関係の中で決まってくるはずである。それは明確なモデルが参照されない時期においては特に重要であろう。町界線が何の影響を受けどのように決定されるのかについて、いくつかの事例を通じて予備的な考察を行なっておきたい。

##### 1) 換地設計と町割

まず換地設計の中で町域がどう取扱



図-3 洛北地区（初期街廊式）



図-4 下鴨地区（路線式）

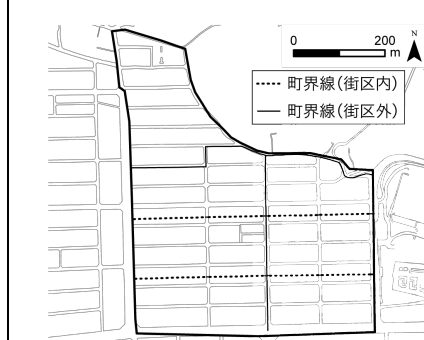


図-5 加茂之荘地区（路線式バリエーション）



図-6 上賀茂地区（後期街廊式）

われてきたかを見る。図-3に初期事例である洛北地区(1931)の町割を示した。

一見現代の街廓式に似た街路に沿った町界線による町割がなされているが、町の面積に大きなばらつきが見られる点が、後代の事業と異なっている。地区北西部には、下鴨前萩町、下鴨狗子田町、下鴨萩ヶ垣内町、下鴨神殿町といった、数街区からなる小さな町が見られる。これらの街区に集約された土地が、従前どこに属していたのかを、仮換地指定時の位置指定図<sup>21)</sup>(図-9)によって確認することができた。これらの町は、従前の小字である前萩、狗子田、萩ヶ垣内のほぼ原位置に設定されていること、また前萩町の街区には従前の小字前萩に属していた土地が換地先として指定されているなど、従前の小字の面積や配置が換地後の町の配置に強く影響していることがわかる。最初期では町は従前の小字をそのまま引き継ぐものであった。

洛北の数年後に「旧方針」により施行された路線式の地区群においては、ほぼ一定の面積の町が整然とならんでいる。これは特に賀茂第一、上堀川、紫竹芝本、東紫野といった地区に顕著である(図-2)。「旧方針」には「従来ノ大字名ヲ冠シ旧来ノ小字名ヲ尊重ス」という原地名を活かす項目がある一方、同時に町面積について「三街廓ニ相当スル面積五千四百坪(1.78ha)内外ヲ標準ト」とするという項目もあり、町面積のばらつきの抑制が企図されている。もともとは小さきまぎまであった同名の小字に含まれていた従前の一筆土地群を、同形同大に揃えられた各町が換地

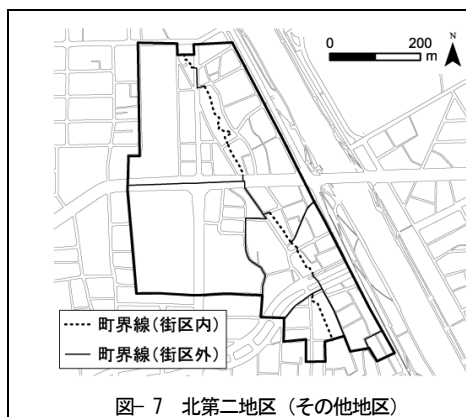


図-7 北第二地区(其他地区)

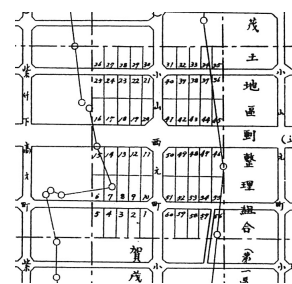


図-8 旧方針における路線式町割モデル

として保持しているということは、算術的にありえない。そのためには小字毎、町毎の減歩率の設定が必要になるからである。ここでは実際の一筆土地の小字(≒町)への所属の保存よりも、合理的に構想されたモデルの適用が優先されていると言える。確証を得るためには、洛北地区について検討したように仮換地指定の状況を確認する必要がある。路線式地区以後、「新要綱」以後の状況とともに、今後の課題としたい。

## 2) 既存の街区構造、土地利用等の影響

昭和初期の「京都市計画土地地区画整理」は、今回詳細分析対象地域とした北部地域においては、地元も組合設立に比較的積極的で、事業は比較的順調に進捗した<sup>22)</sup>。その多くは市街化が進みつつあるものの、田園的な土地利用がなされる地域であった。図-10に1922年(T11)と1929年(S4)の紫竹芝本(1936)、上堀川(1937)、賀茂第一(1935)周辺の現況地形図を示す<sup>23)</sup>。条

里制も見られるが微地形に合わせた畦畔道があるばかりのところに、まったく新しい都市的な街路が挿入されてくるようすが見て取れる。こうしたところでは、街区の配置についても町の配置についても自由度が高く、「方針」のモデルを適用しやすかったものと考えられる。

しかし、「京都市計画土地地区画整理」の計画区域はそうした所ばかりではなかった。先の分析で明瞭な構造を見出せなかった北第二(1943)は、事業実施時点ですでに建物が密集する事業困難地区で、組合ではなく市による代執行でようやく施行されたものである。鶴田・佐藤(1994)4)は、「既存道路は計画された街区内に補助的に残されるのではなく、地区の全域にわたって残存している。そのため、狭幅員道路の割合が高く、街区の形状も不揃い」であると観察している。町界線についても、やはり屈曲したものが残されている。すでに市街地が成立していた地区においては、「方針」に示されたモデルを適用することは困難な場合があったことがわかる。こうした地区は北部地区に続いて施行された西部地域にも見られる。

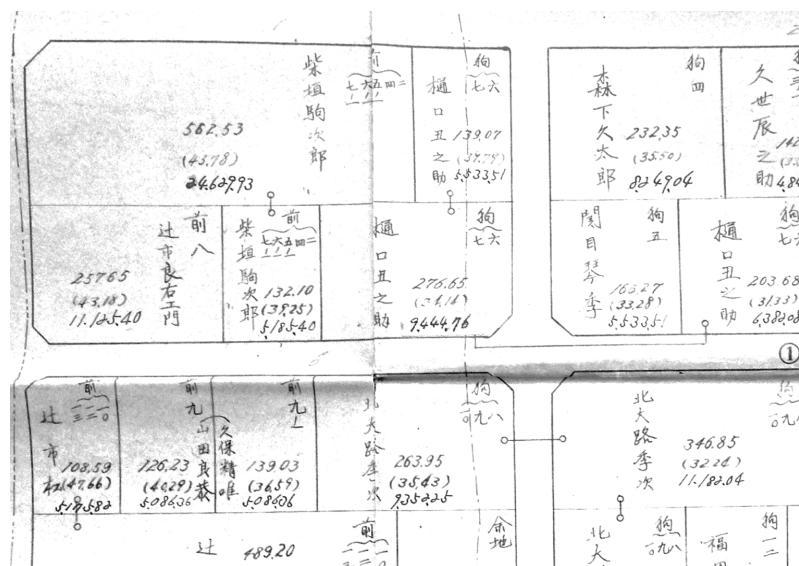


図-9 洛北地区の仮換地指定(部分:前萩、狗子田:図-3参照)

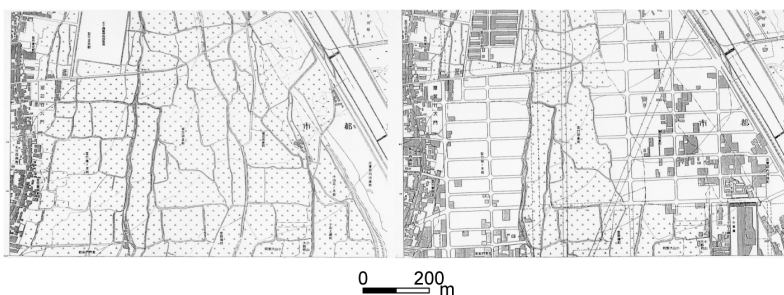


図-10 紫竹芝本、上堀川、賀茂第一と従前土地利用  
左:大正11年(1922) 右:昭和4年(1929)

## 4. 結論と課題

以上の検討を踏まえ、以下結論と課題を示す。

### (1) 町割構造の変化

京都市の土地地区画整理事業における町割構造については、(a)初期街廓式(洛北など)、(b)路線式(主に1930年代後半)、(c)路線式バリエーション(1940年代:加茂之荘、松賀茂など)、(d)後期街廓式(1940年代以降)、など(年代は換地処分時期)を時期に応じて見出すことができる。一方、

既成市街地を含む地区においては明瞭な構造が現れないこともあった。

## (2) ガイドラインの特徴と実態におけるタイムラグ

町割を規定するガイドラインには1935年の「旧方針」等と1974年の「新要綱」の大きく2つがあり、前者では京都の両側町の都市的伝統とコミュニティ形成を意図した路線式モデルが提示され、後者では町界を道路境界等に置きいくつかの街区をまとめて町とする街廓式が原則とされている。

路線式モデルは実際には1940年代中後期に使われなくなってしまう。その後「新要綱」までは30年の隔りがある。1960年代以降は「住居表示に関する法律」(街区方式(街廓式)を原則とする)等を準用したようだが、この間の町割については事業実態に即した分析が課題となる。

## (3) 町割方針と実態の関係

初期事例である洛北地区では、街区形状の幾何学的整序を行ないながらも、従前の小字の位置や規模をほぼそのまま町として残している例が見られた。路線式町割が展開された地区は主に田園地帯であり、街区形状、町割とも自由度が高く、モデルを適用しやすかったと考えられる。時代が近くても既存市街地が存在した北第二地区ではモデルは適用されていない。既存の地物等が換地設計に影響を及ぼしている地区についても、事業実態に即した分析が課題となる。

## (4) 町割とコミュニティ形成

京都市の土地区画整理史において、ごく一時期だけ現れた路線式の町割が、地域コミュニティの構造にどのように影響を及ぼしたか、ある種歴史主義的にも見える旧方針の「志」のようなものが、どのように地域の人々の街への意識に働きかけたかは、興味ある課題である。成立年代も立地も異なる非路線式の地区と安易に比較することはできないが、今後は地域でのさまざまな活動や、住民自治の実態的な空間的広がりなどにも注意を払い、京都固有の事情も鑑みながら研究を進めたい。

## 補注及び引用文献

- 1)中川理(2007):近代都市計画事業の実相:京・まちづくり史(高橋康夫・中川理編),152-161,昭和堂
- 2)中川理(2009):「歴史都市」京都にみる近代都市の生成と現代都市の成立:年報都市史研究(16),71-87,都市史研究会(山川出版社)
- 3)中川理(2008):都市計画事業として実施された土地区画整理:近代京都研究,52-85,思文閣出版
- 4)鶴田佳子・佐藤圭二(1994):近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究:日本建築学会計画系論文集(458),99-108
- 5)石田潤一郎(2007):郊外の発見:京・まちづくり史(高橋康夫・中川理編),186-197,昭和堂
- 6)大菅直(2007):道路の拡幅と土地区画整理事業:京都地図絵巻(植村善博・橋本寿資編著),64-67,古今書院
- 7)1926年都市計画決定,1928年最終変更
- 8)1938年都市計画決定,1959年最終変更
- 9)京都市(2013):京都の区画整理:  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/59-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html> 2013.9.23参照
- 10)多くの場合は道路際の官民境界線
- 11)京都府・京都市(1935)「京都市土地区画整理事業概要」pp.53-56に収録されている「町界町名地番ノ整理」の用語に依った。
- 12)この詳細分析対象地域では1950年代に換地処分を受けた地区はないが、それ以外の地域には多数存在する。これらの多くは明瞭な路線式を採用していない。
- 13)建築の1階及び2階のセットバック距離を建築線によって定めたり、排水を街区内の裏サービスとするなど、他に見られない意欲的な試みが行

なわれた地区でもあった。

- 14)東紫野では南西部に既成密集住宅地があり、そこでは大規模な工事を行なわず将来を見越しての建築線の指定に留めたとの記述がある。「概要」pp.37-39
- 15)鶴田・佐藤(1994)では北第二、西寺、西ノ京北部など既存宅地を含む地区の街区形状や画地割の分析を行い設計水準の評価を行なっている。
- 16)「概要」pp.53-56
- 17)後述するように1930年代の古いガイドラインには複数の内容の異なるバリエーションがある。「旧方針」は1935年11月の市会で今回の詳細分析対象に含まれる路線式の多数の地区群に適用された記録が「概要」にあり、代表性の高いものと考ええる。
- 18)旧方針(抄)  
一、町界町名(1)町割ノ方式 路線式ヲ原則トシ已ムヲ得ザルトキハ街廓式又ハ結合式ヲ併用スルモノトス。(2)町割 一、町ノ形ハ南北ニ長キ短冊型トス但シ四條、七條ノ如キ大通ハ商店街ヲ形成スル關係上東西ニ長キ短冊型トス。一、(略)(3)町面積(略)(4)町区域 一、原則トシテハ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三條ヲ含マシムルモノトシ、先ズ街廓ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廓ヲ半裁シ斯克シテ生ジタル南北ニ通ヅル道路ノ兩側ニ二箇ヅノ相對スル半街廓南北兩端ニ一箇ヅノ相對スル四分ノ一街廓トノ一団(結局半街廓四箇四分ノ一街廓四箇合計三街廓ヨリナル)ヲ以テ町ノ基本区域トス。(註)結合式或ハ街廓式ニ於テ道路河川ヲ以テ町界トスル場合ニハ其ノ中心線ヲ以テ町ノ境界線トス。(5)町名 一、先ズ従来ノ大字名ヲ冠シ旧來ノ小字名ヲ尊重ス更ニ是等ノ小字名ノ上ニ東、西、南、北、上、下、等ノ字ヲ冠シテ用フルコトアリ。但シ読み難キモノ書キ難キモノ、語呂ノ悪キモノ又ハ感シ悪キモノハ捨ツルコトス。新町名ヲ付スル場合ニハ当地方ニ關係アル歴史又ハ地理ニ關スル町名ヲ附シ尚之ニ依リ難キ場合ニハ佳名ヲ附スルコトアルベシ。(6)街路名(略)  
二、地番(1)(略)(2)地番設定線ハナルベク換地筆界ヲ利用シ若シコレヲ利用シ得ザル場合ニハ適当ニ地番設定線ヲ設ケテ分割ス。(3)~(5)(略)  
三、町界町名の標示(略)
- 19)古いガイドラインの歴史主義的な性格については、「旧方針」の原型となった「京都市区画整理區域内ニ於ケル町界町名地番整理事業方針綱要(1931)」が「町界町名地番設定調査委員会」によって定められるが、その際「統一的な町界町名地番設定の必要上、且各地区の沿革を稽へその固有の伝統を保持しつつ」なる趣旨に基づき、西田直二郎(国史学者)、石橋五郎(地理学者)、猪熊浅麿、出雲路通次郎(共に郷土史家)らに囑託したということにもうかがわれる。都市計画京都地方委員会(1931)「大京都の都市計画に就て」(似玉堂)による。
- 20)「新要綱」の説明文書に添付されている「旧京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」は1935年の「旧方針」と同内容であるが、本文中に引いたように「昭和6年(1931)3月」決定されたとある。しかし当時のリアルタイムの記録である「概要」や1931年の「大京都の都市計画に就て」によれば、「昭和6年3月」は「旧方針」と内容の異なる「綱要」が「町界町名地番設定調査委員会」で決された時点であり、文書間の関係には混乱が生じている。
- 21)第一工区換地設計図・第一位置指定図:昭和5年2月8日土地区画整理課起案図書「洛北土地区画整理組合宛第一工区換地設計計算表ニ關スル件」附属資料:昭和11年洛北土地区画整理組合:京都府立総合資料館所蔵
- 22)中川(2007),pp.159-160
- 23)京都市都市計画図「上賀茂」1:3000,大正11年及び昭和4年:都市計画京都地方委員会